

幸手市告示第206号

幸手市省エネ家電製品買換促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月27日

幸手市長 木村 純 夫

幸手市省エネ家電製品買換促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー価格等の物価の高騰に伴う市民生活の負担軽減並びに省エネ家電製品への購入の促進及び市民の環境保全意識の高揚を図るとともに、市内の温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化を防止するため、既存の家電製品を省エネ家電製品に買い換えた者に対し、予算の範囲内において、その購入費用の一部を幸手市省エネ家電製品買換促進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、幸手市補助金等の交付に関する規則（昭和54年幸手町規則第8号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、省エネ家電製品とは、次に掲げる機器をいう。

- (1) 統一省エネラベルの多段階評価点が3つ星以上で、かつ、省エネ基準達成率（目標年度：2027年度）が100パーセント以上のエアコンディショナー（以下「エアコン」という。）
- (2) 統一省エネラベルの多段階評価点が3つ星以上で、かつ、省エネ基準達成率（目標年度：2021年度）が100パーセント以上の電気冷蔵庫（以下「冷蔵庫」という。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自らが居住する市内にある住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）の既存の家電製品を同品目の省エネ家電製品に買い換える目的で購入及び設置した個人であること。
- (2) 補助対象者又は補助対象者と同一の世帯に属する者がこの補助金の交付決

定を既に受けていないこと。

- (3) 省エネ家電製品を店舗又は事業所において購入したものであること。ただし、通信販売やインターネットによる購入は、購入場所にかかわらず当該補助金の対象外とする。
- (4) 省エネ家電製品を新品で購入した者であること。
- (5) 省エネ家電製品は、リース品でないこと。
- (6) 省エネ家電製品を購入した日、設置した日及び第6条第1項の申請をした日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により幸手市の住民基本台帳に登録されていること。
- (7) 市税等を滞納していないこと。
- (8) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき、既存の家電製品を適正に処分し、同法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票（以下「家電リサイクル券」という。）の交付を受けていること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、令和8年8月1日から令和9年2月26日までの間に購入及び設置が完了した省エネ家電製品に係る費用のうち、当該省エネ家電製品本体の購入に要する費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 本体購入費のうち、その一部又は全部を割引券、ポイント等で支払った額があるときは、当該額

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

購入省エネ家電製品	補助基数	補助金の上限額
エアコン	1基	5万円
冷蔵庫	1基	5万円

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限り、かつ、省エネ家電製品のうちいずれ

か1台とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、幸手市省エネ家電製品買換促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電製品の領収書又はレシートの写し（購入者の氏名、購入日、購入店舗の名称、型番及び支出の内訳の記載があるものに限る。）。ただし、領収書又はレシートの写しがないときは販売証明書
- (2) 統一省エネラベルの多段階評価点及び省エネ基準達成率が確認できる書類
- (3) 既存の家電製品の処分に係る家電リサイクル券（排出者控）の写し
- (4) 買換え後の省エネ家電製品の設置状況が確認できる写真（自らが居住する住宅内）
- (5) 申請者本人名義の口座の振込先口座が確認できる書類の写し（金融機関名、口座の種類、口座番号及び口座名義が分かるもの）
- (6) 市税等の未納がないことを証する書類（市税等の納付状況について市長が公簿等で確認することについて同意が得られなかった場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和8年9月1日から令和9年2月26日までにしなければならない。

3 第1項の申請の受付は、先着順に行うものとし、同項の交付申請の総額が予算の範囲を超えるときは、その予算の範囲を超える日をもって、当該交付申請の受付を終了するものとする。この場合において、その予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったときは、その予算の範囲を超える日に当該交付申請を行った者について抽選を行い、その予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、交付の可否を決定し、補助を行う決定にあつては幸手市省エネ家電製品買換促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助を

行わない決定にあつては幸手市省エネ家電製品買換促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

（財産処分等の制限）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数に相当する期間を経過するまでは、取得した省エネ家電製品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、天災その他交付決定者の責めに帰することができない事由により当該省エネ家電製品を処分等する場合にあつては、この限りでない。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、幸手市省エネ家電製品買換促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知するものとするとともに、補助金が既に交付されているときは、その返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

（調査）

第10条 市長は、この補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において補助金の交付を受けた者に対して必要な調査をすることができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の調査の申出があつたときは、これに協力しなければならない。

（雑則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の交付決定を受けた者に係る第8条から第10条までの規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。